

令和5年度第5回宗像市介護保険運営協議会

議事録

日時		令和5年12月7日(木)午後6時30分～午後7時10分
会場		宗像市役所103A会議室(北館1階)
出席者	委員 (五十音順)	岡山委員【副会長】、乙藤委員、鴨川委員、木村委員、関岡委員、永戸委員、中村委員、長谷川委員、花田委員、姫野委員、平田委員、本郷委員、三宅委員【会長】、矢島委員
	事務局	林田健康福祉部長、福嶋保険医療担当部長、八木介護保険課長、松井福祉政策課長、安川健康課長、豊福主幹兼地域包括ケア推進係長、山本健康サポート係長、浪瀬介護保険係長、西村審査指導係長、井上介護認定係長、小林介護保険係主任主事
会議次第		1. 開会 2. 会長挨拶 3. 議題 (1)報告事項 なし (2)審議事項 ①第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画のパブリック・コメントについて 4. その他 ・次回開催について 5. 閉会

1. 開会

【事務局】

定刻になりましたので、只今より令和5年度第5回宗像市介護保険運営協議会を開催します。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の進行を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、事前に送付いたしました資料の確認をさせていただきます。お手元にございますか、確認をお願いいたします。資料番号は、資料の右上に記載しています。まず、A4一枚の次第、次に、A4冊子資料1「第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)」、A4縦「第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)概要版」、A4縦資料2「第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)のパブリック・コメントの実施について」の4部です。また、本日配付しております資料が、A3二つ折りの右上に「当日配布資料」と記載のある、資料1の差し替え分です。資料は全てお手元にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第にそって進めさせていただきます。まず、＜1. 開会＞ですが、本日は全員出席をいただいております。従いまして、委員の過半数の出席をいただいております。宗像市介護保険運営協議会規則第5条第3項により、定足数を満たしていますので、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の選任です。議事録署名委員は名簿順によりまして、今回は、花田委員となっております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

2. 会長挨拶

【事務局】

続きまして、＜2. 会長挨拶＞です。三宅会長、お願いいたします。

【会長】

皆さんこんばんは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。前回は素案の審議を行いました。今回はパブリック・コメントについてということで、本日も忌憚のないご意見、ご審議をよろしくお願いいたします。今回の運営協議会は、第9期計画策定にあたりご審議いただきたい事項が1項目となっています。よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、これからの進行は会長にお願いいたします。

3. 議題

（1）報告事項

なし

（2）審議事項

【会長】

それでは議題に入ります。＜(1)報告事項＞はありませんので、＜(2)審議事項 ①第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画のパブリック・コメントについて＞。事務局から説明をお願いします。

①第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画のパブリック・コメントについて

【事務局】

よろしくお願いいたします。前回、素案をご審議いただきました。前回ご審議いただいた内容を踏まえて資料1パブリック・コメント用の計画案と概要版を作成しましたので、検討、修正、追加した主な箇所についてご説明します。

資料1の3ページをご覧ください。このページでは、「地域共生社会の実現 概念図」と「地域包括ケアシステムの姿」の2つの図を記載しておりますが、素案からの変更点としては、「地域共生社会の実現 概念図」が上の位置にくるように位置を入れ替えています。

次に、8ページをご覧ください。このページは、第8期計画までの国による制度改定の経過を記載しておりますが、素案からの変更点としてより詳しい内容に変更しています。

次に、13ページをご覧ください。赤字となっている箇所について、素案では「要支援・要介護認定率」としておりましたが、グラフと整合性を合わせるために、「第1号被保険者に占める認定者・事業対象者の割合」に変更しています。

次に、26ページをご覧ください。赤字となっている箇所について、素案では、「人材不足」「介護保険制度に対する理解促進」「高齢者とその家族への支援」と項目のみを記載していましたが、それぞれの内容を文章に変更しております。

次に、30ページをご覧ください。前回の協議会で委員より、独自の取り組みについてネーミングをつけるなどしてアピールすることが重要であるというご意見を頂きました。内部で検討した結果、ネーミングをつけるまでには至りませんでした。計画の基本理念の中に、今まで宗像市が力を入れて実施してきた赤字部分の内容を追加し、宗像市独自の取り組みを明記したいと考えています。

次に、31ページをご覧ください。前回の素案では、第9期計画体系図として基本理念が一番上段に配置され、その下に【基本目標】を1から5まで順番に並べ、基本目標の横に、それぞれに紐づく【取組方針】を配置した図としていました。第3回の協議会で委員より頂いた意見を基に、再度庁内で検討を行い、基本理念を中心に配置し、その周りに基本目標と取組方針を円となるように配置するように変更しました。このように変更することにより、基本目標の順番毎に優劣があるわけではなく、すべての目標が重要であると表現できると考えています。

次に、36ページをご覧ください。前回の協議会で委員より頂いた意見を基に、「取組方針(3)介護人材の確保と定着のための支援」の「取組内容・事業」の②の部分で「定着のための取り組み支援と資質向上支援」から「介護の仕事の魅力発信と定着のための取組支援」へと変更しております。この部分の修正に関連して、85ページの文章も変更しております。委員(木村)からご意見頂いた将来的な人材確保という視点で、「子どもや若い世代に『介護の仕事』を正しく理解してもらい、早くから親しみを持ってもらえるような取組など、『介護の仕事』の魅力を発信する」へと変更し、未来を担う子どもたちに介護について興味を持ってもらえるような取組を検討・実施していきたいと考えております。

次に、39ページの下の方をご覧ください。第4章施策の展開におけるそれぞれの具体的な取組において実績と見込みを設定している事業については、令和3年度から5年度までを第8期実績(令和5年度は見込)、令和6年度から8年度を第9期の見込みとして、前回の素案で数値が未入力であった箇所を赤字で入力しております。39ページ以降も同様に未入力であった箇所の数値を入力しております。

次に、52ページをご覧ください。前回の協議会で委員より頂いた複合的な問題を抱える世帯への対応で介護現場も苦慮しているという意見を基に、赤字部分「相談窓口との連携及び情報共有等による」という文言を追加し、関連する相談窓口間の連携・仕組みづくりをしっかりと行っていきたいと考えています。

次に、82ページから84ページについてですが、本日配布した差し替え分の資料をご覧ください。全体的なところとしては、各サービスごとに実績と計画値の表を追加するとともに、定期巡回サービスの記載を82ページから84ページに移動させています。なお、青字部分は当初配布のパブコメ案から追加で修正を行った部分となります。

82ページ上段の赤字部分は、サービスの説明にあわせて適切なサービス名称に入れ替えるものです。一番下の認知症対応型通所介護については、現在の整備個所数を明確にするために文言の位置を修正するものです。

次に、83ページ中段の認知症対応型共同生活介護－グループホーム－ですが、今年度の開所予定も含めたところで最終的な個所数・定員数に修正するとともに、整備方針の表現を他の居住系サービス等と同様の表現にそろえるものです。

次に、84ページ中段の地域密着型通所介護ですが、当初配布分には説明が抜けておりましたので追加しています。第8期と同様の記載内容となります。

施設介護サービスについても、開設や転換予定を含めたところで最終的な定員数等に修正するものです。なお、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)については、第8期で整備され

る1か所の開設が令和7年の見込みとなりました。裏面の103ページ差し替え資料をご覧ください。令和7年開設となりますので、(ア)介護老人福祉施設のR6年度見込み値については、50人を差し引いた342人に修正しています。表面84ページにお戻りください。また、この介護老人福祉施設につきましては、前回までの素案段階では、8床を転換して増床する予定で、その旨を県に協議申し入れしていたところですが、県からのヒアリングを受け、協議を重ねる中で、最終的に、次期県の計画への計上は、今回はできない旨の回答がありました。そのため、市の事業計画においても、施設整備は行わない旨、記載内容を修正するものです。

次に、資料1に戻っていただいて88ページをご覧ください。日常生活圏域図となります。地図上にあります番号については、89ページの市内の入所・入所系施設の一覧の番号と一致します。第8期計画では、この一覧表を施設の種類ごとにまとめておりましたが、87ページに日常生活圏域の説明があるため、第9期計画では、日常生活圏域ごとに並び替え、番号を付番し直した表に変更しております。

次に、96ページをご覧ください。96ページから103ページまでは、介護サービス基盤整備について、第8期の実績と第9期の見込み及び将来の推計値を、現段階における計算値で記載しています。今後、令和5年度実績を直近まで追加していきながら、精度を上げて推計を重ねていく予定です。最終的には数値が変わる部分も出てきますが、現時点における推計値としてご参照ください。

次に、104ページをご覧ください。介護保険料の設定の基本的な考え方と段階設定の説明文書を掲載しております。保険料の段階設定については、国の定める基準が第8期計画では9段階でしたが、第9期では13段階に見直される見込みです。宗像市では現在、14段階で設定しておりますが、国の見直しにあわせて16段階に変更することを検討しています。また、保険料の基準額については、現在、サービス見込量や総給付費の見込みなど推計作業を行っているところで、国の介護報酬改定や段階設定が決定してから最終的な保険料を決定していく流れとなっています。そのため、この部分につきましては、パブコメの段階では基本的な考え方のみ示すこととなりますが、最終的な計画書では差し替えを行い介護保険料の設定についての記載となる予定です。

次に105ページをご覧ください。105ページから114ページまでが資料編の用語集となります。110ページのダブルケアや114ページのヤングケアラーなど第9期計画で新たに文言として計画書に記載した用語の追加を行っています。

次に概要版をご覧ください。資料1「パブリック・コメント用計画案」の第1章から第5章までの内容の中から抜粋して作成しております。1ページの「1. 計画策定の背景と目的」から2ページの「4. 計画の策定方法と進行管理」までが第1章の内容、3ページから5ページの「7. 高齢者のニーズ・実態等の把握」までが第2章の内容、5ページの「8. 基本理念と基本目標の設定」と6ページまでが第3章の内容、7ページから11ページまでが第4章の内容、12ページから13ページまでが第5章の内容となります。

最後に、資料2パブリック・コメントの実施についてご覧ください。パブリック・コメントの実施内容となります。今回ご審議いただいた内容を基に、案を確定させ、計画案、概要版、ニーズ調査・在宅介護実態調査の結果報告書を12月15日から約1か月間、3. 閲覧場所に設置し、市民からの意見を頂き、頂いた意見を元に計画案の修正等の検討を行う予定です。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。質問・意見等の前に、第9期計画における事業に関して、事務局より1点説明があるということなので、説明をお願いします。

【事務局】

1点、ご報告をさせていただきたいと思います。お手元の資料の資料1「第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)」の72ページをご覧ください。

現在市では、高齢者に向けて介護用品給付サービス事業として、紙おむつの支給を行っております。現在、この事業は国から交付される交付金を財源として実施しておりますが、国の方針により令和6年度から、この交付金を廃止するという通達を受けております。

市としましては、介護負担の軽減や紙おむつが大体月1万5000円から2万円程度の費用がかかるので、節約の気持ちから限界まで使おうとして衛生面に問題が生じるなど、不適切な介護に発展させないために、今現在事業を実施しています。

ですので、第9期計画期間である令和6年からの3年間は、今までと同様に事業を継続して行いたいと考えております。しかし、先ほど言ったように支給する費用について国からの補助がございませんので、市単独で負担することになります。

通常であれば、この部分の財源は皆様から頂く介護保険料で賄うべきところですが、今回は基金を活用してその分の財源を確保して、引き続き事業を継続したいと考えております。

【会長】

ありがとうございます。ご質問・ご意見等はないでしょうか。なお、議事録作成の関係上、発言される委員はまず名前を言ってから発言をお願いします。

【委員】

11月27日だったと思いますが、厚労省の審議会で、住民参加型、いわゆる通いの場もありますよね。介護予防とか通いとかB型ですかね、2割を下回って著しく低いということが問題になっていまして、宗像市においても今後何か手を打っていくのかということが1点と、あと確定しているかどうかも含めて、地域包括支援センターの総合相談機能、地域の居宅介護支援事業、ケアマネジャーに委託することが可能になるのではないのかというふうに審議されたと思うんですが、それはどうなったのかということの2点です。

【事務局】

まず通いの場についてですが、計画(案)では39ページ、もう1点は、地域支援事業の生活支援体制整備事業の57ページに該当する部分になります。確かに国でも通いの場がなかなか増えないという指摘はありますが、宗像市でも引き続き通いの場が増えるように、第2層の生活支援コーディネーターとともに、まずは地域の小さな活動も拾いながら、その中で国が示している月1回以上の通いの場をやっているところの情報を、まず把握をしていこうと思っています。

その中で地域ケア会議やそれぞれの地域から出てきた課題について、通いの場が新しく創出できるように働きかけを、生活支援体制整備事業は社会福祉協議会に委託しておりますので、社会福祉協議会が持っている地域のネットワークなどを活用しながら、引き続き進めていければと考えております。通いの場についての回答はこちらになります。

続いて、現時点では総合相談機能を居宅介護支援事業所に委託をするということについては、まだ議論まで至っておりません。その前段階の指定介護予防支援事業の部分の部分をどうするかということ、介護保険課と高齢者支援課でこれから検討を重ねていく予定としております。以上です。

【会長】

他にご質問・ご意見等はありませんか。

【委員】

いつもお世話になっております。まずは今報告があった紙おむつの支給の件について、ケアマネジャーとして本当にありがたいです。ありがとうございます。前回見たときには廃止になるようなことが書かれていたので心配していたんですが、続けていただけるということで安心です。

本当に、現在要介護4以上の高齢者の方を在宅で抱えている方は、当然訪問看護やヘルパー、デイサービスなどもですが、紙おむつ以外の費用が大変かかっている家庭が多くて、本当に経済的に紙おむつの費用がネックになっているという方もいらっしゃるの、そこを市で補助していただけるということは本当に大変ありがたいです。本当にありがとうございます。

それと資料1の85ページについて、前回の会議で意見させていただいた部分を、「介護の仕事の魅力発信と定着のための取組支援」という形で、“子ども”や“若い世代”という文言を入れていただいたことで、未来の担い手の子どもたちに向けたメッセージになっていて非常に良いと思います。本当にありがとうございます。

一つ情報提供させていただきたいことがございまして、11月23日に宗像市の教育委員会主催で“むなかた子ども大学”という催しが行われまして、そこに我々の法人も参加させていただいております。介護士コースということで、子どもたちに介護の魅力を伝える取り組みを行っているところです。これは、昨年介護保険課からおそらく宗像市内の福祉関係の事業者に、こういう催しがあるので参加されませんかというようなご案内が届いたかと思うんですけど、それを見させていただいてぜひ我々法人もということで手を挙げさせていただきました。

今年で2回目の参加になるんですけど、去年は日赤看護大学さんの看護師コースと合同でやらせていただいたんですけども、やはり子どもにとっては看護師のほうが身近で、介護はなかなか身近ではないなか、今年は介護士コースと看護師コースがそれぞれ単独になったんです。看護という強い味方がいなくなって介護だけになったときに、果たしてどれだけの子どもたちが来てくれるんだろうという不安があったんですけど、10名の応募に対してしっかり10名の子どもたちが来てくれて一安心したというのがありましたし、一番嬉しかったのが、去年看護師コース目当てで来ていた子どもが、合同でやらせていただいたことで介護も面白いなと思って、今年わざわざ介護士コースにその子が応募してくれてきたということがあったんですね。本当に嬉しくて、当日は我々法人の人事担当も同席していましたので、この子どもはぜひ将来うちの法人にみたいな感じでそういうこともあったんですけど、そういう嬉しい出来事もありました。

ですので、やはりこういう取り組みは非常に大事なことだと思っていますし、去年も今年も介護保険課から視察に来てくださって、本当にありがとうございます。むなかた子ども大学がある限り、我々法人は参加し続けて子どもたちに介護の魅力を発信していきたいと思っていますし、今後はそれこそ特養あかまさんや他法人の方々とも一緒に、何かこういった取り組みをやっていったらいいのではないかと、そういうふうに関係していったらいいかなと思っています。今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございます。他にご質問・ご意見等はありませんか。

【委員】

一つだけ言い忘れていました。こういう文言にさせていただいたおかげで、未来の子どもたちへの魅力発信、介護の仕事の定着ということもあるんですけど、このむなかた子ども大学に参加するにあたって、我々の法人もグループホームや特養、デイサービスなど色々な事業所の職員を

集めて、職員同士で授業の構成を企画段階から考えてもらって、当日もその6名のチームで授業をさせてもらったんですけど、そうする中でその職員たちが、普段仕事では見せないような非常に良い表情で子どもたちと関わって、実際にその後も普段なかなかこうやって外に出ずにずっと施設の中で仕事しているので、こういう仕事もいいですねという感じですごく生き生きとしていて、子どもたちから元気をもらって初心に帰れましたとか、やはり教えるということはそれなりに自分たちも勉強しないといけないので、改めて自分も介護の魅力やなぜ介護の仕事をしているのかといった気づきが与えられましたとか、参加した職員がそういったすごくいい気づきを得られて、職員にとっても子ども大学はいい企画でした。

ですので、離職率の低下にもつながるのではないかと考えて、今働いている職員もこういった催しに参加することで、またこの仕事を明日から頑張ろうと思いましたといった声もありましたので、Win－Winというか、未来の子どもたちにとってもですが、我々現職の職員にとっても良い取組だなと、ここ2年参加させていただいて思っております。大事なことを言い忘れていましたので、追加で報告させていただきました。本当にありがとうございました。

【会長】

ありがとうございます。他にご質問・ご意見等はありませんか。

【委員】

いつも嫌なことばかり言いますけど、今回計画として色々なことが入って、何をしていくかということがやはりメインにはなるかと思うんですけど、おそらく3年後は何回も言いますけど、どうやって継続していくかということのほうがメインになると思うんですよ。

名前をつけてほしいと言っていたのも、何らかの形でどう継続していくかということがどうしても計画に入ってくないと、3年後は計画書の中の数字をみても利用者の数が増えていくわけじゃないですか。誰が何を利用するかというのが、ですので、どのサービスも利用者の数が増えていくことが想定されている中で、明らかに働く子どもが入ってくるのもやはり20年後の話なので、誰が担うのかということは今後は計画の中に入れていただかないと、おそらくまずいことになると思います。絶対に労働力が足りないので、今回はなかなか難しいかもしれませんが、ぜひ次の計画では、誰が働いているのか、どうやって働いていくのかということまでも計画に入れていただければいいのではないかと考えております。今さらな意見ですが一応続いていくことを前提に、意見ですみません。

【事務局】

ありがとうございます。今頂いた意見も含めて、第10期に向けて引き続き検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。他にご質問・ご意見等はありませんか。

【委員】

修正ありがとうございます。資料を拝見して、本当に前回の様々な意見を計画書の中に丁寧に拾い上げてくださったというのが最初の感想です。

1点だけ、この資料はパブリック・コメント用ということで提示されるんですよ。25ページについて、ほとんどのところが“ですます調”ですが、25ページだけ“である調”になっていて気になるので、そこは全体を統一していただけたらいいかなと思いました。でも本当に構造的にきちんと整理されているので、拝見してすっきりと頭に入ってくるなという印象でした。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。修正して、パブリック・コメントの案にさせていただきたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。他にご質問・ご意見等はありませんか。

【委員】

私の関わっていることは成年後見制度の利用促進ですが、まず、広報活動です。8割ぐらいが制度名を知らない、あるいは制度名を知っていても内容を知らないということですが、広報活動・啓発活動の必要性、それから行政として成年後見制度利用促進法にうたわれているような、成年後見制度の利用促進に関する基本計画を策定すること、それから中核機関の整備をすることで地域連携を図ること、それから市民後見人の養成が非常に重要な事として法律で取り上げているんですが、市民後見人の養成の中には、やはり成年後見とは本来は家族後見であったり、親族後見であったり、それから地域の知人や身近な方が後見することが、我々の社会の基本的な在り方にふさわしいのではないかと考えるわけです。そういった意味で市民後見人を養成するというのが、やはり人手不足という問題が指摘されておりますけども、権利擁護に関わる問題でも、やはり後見人専門職の方がなされたりしております。それから家族後見も親族後見もあるわけですけども、圧倒的に人材不足という状況が来ていると思います。

私たちのNPOは来年度6月から10月に育成研修をやるんですが、育成研修をやって、その研修を受けた方々がどのような形で関わってもらえるのかということが課題となります。そこでお願いしたいのは、中核機関の整備という問題、それから研修を受けた方々がまとまって地域に対して後見をできるような在り方ができるような組織を、ぜひ前向きに考えてつくってほしいと思います。

介護保険の問題はありますが、私たちから見ますと制度から抜け落ちていくような方々がたくさん出てきておられまして、そういう方々の権利擁護という問題ばかり言っても仕方がないわけですが、社会の在り方を考える上で大事な問題じゃないかと考えております。

私からの意見と要望として、“環境づくりに努めます”という記述になっていますが、もう少し具体的な方向を何か示してもらえませんか。近いうちに法律の改正があると思いますので、それに合わせる形で色々な整備をしていく必要があるかなと思います。以上です。

【事務局】

非常に貴重なご意見をありがとうございました。今回、成年後見制度の認知度についてアンケートをとったのは初めてで、全国的にこのような調査はなかなかされていなかったのではないかと思います。

第9期の計画を立てるにあたって、成年後見についても注目するように国が定めてこのアンケートをとったんですが、私どももこの結果を踏まえてこれからどのようにしていくか、国・県などの動向、あと法律の整備なども含めて、色々と考えながら進めていきたいと思っております。ご意見を参考にしながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。他にご質問・ご意見等はありませんか。

【委員】

先ほど委員がご指摘された25ページについて、これは個人的な意見ですが、関係団体との意見交換で出た意見を集約したものだと思うので、ここを“ですます調”にしてみると、例えばサービス利用についてという項目の3つ目の意見の文末で、通う先が必要だと思いますとか、地域との連携についてという項目の4つ目の意見の文末で、理解も課題だと思いますとか、5つ目の意見の文末も課題があると思いますといった書き方になっていくと思うんですよ。意見を集約

した部分があえて“ですます調”になることで、何だか読みづらくなるのではないかと思ったんですが、いかがでしょうか。

【委員】

発信する人が違うということですね。分かりました。ここは、このまま“である調”でいいと思います。

【会長】

ありがとうございます。それでは、25ページはこのままという事でよろしく願いいたします。

他にご質問・ご意見等はありませんか。

【委員】

成年後見制度については、県でも結構やっているんですけど県でも問題になっていて、例えば制度を知らない方が多過ぎることと、色々な方からは成年後見制度の利用促進で市長申立てを後ろ向きに捉えている市町村が多いのではないかとということが課題になっていることと、あと一つはヤングケアラーの問題で、私も県立大学で不登校・ひきこもりサポートセンター長を精神科医と一緒にやっていたんですが、やはり学校で子どものケアの状態を捉える、これはなかなか難しいのですが、やはり介護保険は要介護の人を大体捕捉できるはずなので、もちろん昔あったような、小さい子どもを姉が面倒をみないといけないから学校へ行かないで、子どもの面倒をみなさいということは難しいかもしれませんが、高齢者とかを介護している方の子どもたちが学校に行けない、修学旅行に行けない、部活に行けない、遊びに行けないといった状況を把握することを、これはお願いに近いんですが、県にも言っていますがぜひやってもらいたいのかと思います。今は高齢化で、子どもたちが学校に行くのも非常に大変で、家で勉強ができるのかありますので、そこをご検討いただく余地があるのかどうかということです。

ちなみに成年後見制度の利用については、認知症の高齢者だけに特化すると、明らかに認知症高齢者の人口をみても、利用率が諸外国よりイギリスとかよりもかなり低いです。ですので、おそらくおっしゃっているように、うまくつながっていないという状況があるので、積極的に掘り下げていくとか見つけていくことも大事ななとは思いました。

【委員】

成年後見制度の被後見になられる方々は、高齢者の認知症の方だけではなくて、精神障がい、知的障がい等の障がいを持っておられる方々、それからその親御さんが高齢化していて、私の感覚としては、地域によって差があると思いますが、宗像市は非常に精神障がいの方やひきこもりの方が多いということで、そういう方々に対する権利擁護の問題、成年後見の問題が、親御さんも後見が必要になってくるし、障がいを持っておられる本人も後見が必要になってくるという状況が、かなりあると思います。

介護保険の問題は、やはり健康づくりや認知症予防など、それぞれもちろんあるわけですが、制度から抜け落ちてくるような問題が出てきているのではないかと考えています。

【事務局】

ご意見ありがとうございました。ヤングケアラーの問題につきましては、全庁的に教育部門と福祉部門で集まって、どうしていくかという会議の場を年に数回設けて進めていっているような状況です。今頂いた意見も、その会議の場で共有して検討していきたいと思っています。

【会長】

ありがとうございます。他にご質問・ご意見等はありませんか。意見はすべて出ましたか。

4. その他

・ 次回開催について

【会長】

それでは、次に4. その他について、事務局や委員から何かありますか。事務局からお願いします。

【事務局】

本日はご審議ありがとうございました。次回の運営協議会ですが、次第に記載のとおり令和6年1月31日(水)の午後6時半から、会場は本日と変わしまして、本館3階の第2委員会室で開催いたします。次回開催の際には、第9期計画のパブリック・コメントの結果報告と答申案について審議させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

5. 閉会

【会長】

ありがとうございます。他に全体を通して、ご発言される方はいませんか。それでは、ないようですのでこれにて閉会といたします。皆様お疲れさまでした。

委員 _____

委員 _____